

第 1 条（目的）

この要領は、社会福祉法人北見有愛会（以下「有愛会」という。）の各事業所における諸業務が関係法令等に則り適正かつ妥当であるかを検証し、円滑に推進することを目的として介護保険法及び障害者自立支援法に基づく業務管理体制確認検査指針の一環として行うものとする。

第 2 条（組織）

検査を実施するため、法人検査室（以下「検査室」という。）を置く。

- 2 検査室には室長、副室長、室員を置き、理事長が指名する職員をもって充てる。
- 3 室長 1 名（検査室の業務を総括する。）
- 4 副室長 1 名（検査室の業務の総括を補佐する。）
- 5 室員 4 名（室長の指示に従い、検査室の業務に従事する。）
（特定施設、通所・訪問、グループホーム、居宅介護支援を代表して選任する。）

第 3 条（法人検査）

法人検査は、有愛会における諸業務及び制度（法令・規程・業務分掌等）の運用状況が適正かつ妥当であるかを検証するとともに、組織運営・業務管理のあり方については合理性・効果性の観点から、事務処理のあり方については正確性・効率性の観点から問題提起を行う。

- 2 検査室は、検査を適切に実施するため、法人内から広く意見を聴取するものとする。
- 3 検査室は、職務遂行上知り得た事項について関係者以外の者に漏洩してはならない。
- 4 検査室は、各事業所に対して必要な帳票書類の閲覧又は提出、関係者からの聴取、その他検査遂行上必要な一切の行為を求めることができる。
- 5 各事業所は、検査室が実施する検査の遂行に進んで協力しなければならない。

第 4 条（法人検査の内容・時期）

法人検査は、総合検査及び定時検査とする。

- 2 総合検査は、あらかじめ定めた年次計画に基づき実施する。
- 3 総合検査は、前条における検査を行い事業所運営の適否を検査する。
- 4 定時検査は、総合検査において改善要求及び問題提起された確認及び監督官庁が行う運営指導時の事前点検を行うものとする。

第 5 条（調書の作成）

検査室は、検査を実施したときは検査調書を作成し、理事長にすみやかに提出しなければならない。

- 2 検査調書には、検査事業所名、検査実施日程、検査の結果と意見、今後における留意事項等を記載しなければならない。

第 6 条（改善の要求）

検査室は、検査の結果、改善を要する事項を認めたときは、室長の指示に基づき事業所に対して改善の要求を行うものとする。

- 2 改善の要求を受けた事業所は、直ちに改善を図るものとする。
- 3 改善要求又は問題提起したものは、定時検査において確認するものとする。

第 7 条（その他）

この要領に定めるもののほか、検査室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。